

令和 8 年度 木造住宅耐震改修等補助事業

耐震改修等事業費補助				
種別	耐震改修 A	耐震改修 B	耐震シェルター	簡易耐震改修
対象となる 主な条件	次の 2 点に該当すること ①昭和 56 年 5 月 31 日に存していた木造住宅または建築、修繕等の工事中であった木造住宅 ②延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供されている木造住宅			延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供されている木造住宅のうち次のいずれかに該当する木造住宅 ・昭和 56 年 5 月 31 日に存していた住宅または建築、修繕等の工事中であった住宅 ・平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震による被害を受けたことについて、災害対策基本法に規定する罹災証明書により証明された住宅
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満の木造住宅に対し行う耐震改修設計・工事で、評点を 1.0 以上に向上させるもの 簡易耐震改修、本格耐震改修（改修後の評点が 1.0 未満の場合に限る。）又は耐震シェルター設置を実施した木造住宅の評点を 1.0 以上に向上させるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満の木造住宅に対し行う耐震改修設計・工事で、評点を 0.7 以上 1.0 未満に向上させるもの 簡易耐震改修を実施した木造住宅の評点を 0.7 以上 1.0 未満に向上させるもの 	必要な構造耐力を有するものとして京都府知事が認めたもの（※1）	耐震診断の結果、評点が 1.0 未満の木造住宅に対し行う耐震改修設計・工事で、京都府知事が定める簡易な改修工事（※2）により耐震性を向上させるもの
補助額	工事等に要した費用の約 93% 上限 136.2 万円	工事等に要した費用の 80% 上限 100 万円	工事等に要した費用の 75% 上限 30 万円	工事等に要した費用の 80% 上限 40 万円
募集件数	5 戸		1 戸	1 戸
募集期間	5月11日～9月30日（注）			

注) 5 月 22 日午後 5 時までに募集件数を超えた場合、都市計画課で抽選して決定します。また、当選者が申請を取り下げられたり、募集件数が増えた場合は、落選者から優先し抽選します。